

《運営規定について》

社員（会員）の入会及び退会等に関する規定

一般社団法人日本ブルーベリー協会の速やかな運営を行うために本規定を定める。

＜定款「第2章 会員」に関する事項＞

第1条 定款第6条に定める当法人の会員になることを希望する場合は、協会所定の様式「入会申込書」（様式1）に必要事項を記入の上、協会事務局まで提出するものとし、理事会の承認を得て、かつ該当期の会費の納付が確認された時点で「入会」とする。

第2条 インターネットを通じて会員になることを希望する場合は、インターネットに記された入会申し込みに関する情報を、事務局が受理し「入会申込書」（様式1）に転記後、理事会の承認を得て、該当期の会費の納付が確認された時点で、「入会」とする。

第3条 定款第7条に定める経費等の負担に関して、社員総会において特に意見の無い場合は、入会金及び会費を次の通り定める。

（1）正会員 入会金 無し 会費 5,000円（該当期）

賛助会員、講読会員も上記に準ずる。

（2）法人会員 入会金 50,000円 会費 60,000円（該当期）

第4条 定款第8条に定める会員の退社（退会）に関して、退社を希望する場合、協会の定める「退会届」（様式2）を事務局に郵送またはFAXにて申し出ることとする。その場合該当期の会費の未納がある場合は、速やかに納付を依頼し、未納の無い事が確認された時点で「退会」とする。

第5条 メールにての退会希望者については、同様に該当期の会費未納が無い場合はメールにて退会を認め、未納がある場合は速やかな納付をメール等にて依頼し、未納の無い事が確認された時点で「退会」とする。その場合も「退会届」（様式2）の提出を必要とする。

第6条 電話にての退会希望者については、第4条の規定と同様とする。

第7条 会員が2年以上会費を納付しない場合は、その資格を停止し機関誌等の送付を停止する。なお、会費の納付が確認された時点で停止を解除する。

第8条 その他、種々のケースが生じた場合は事務局長が当事者と協議し解決するものとする。協議事項の決定は事務局長に一任するものとする。

第9条 事務局は、上記の「入会」「退会」に関する文書を保管管理しなければならない。メールにての「入会」「退会」に関しては印刷し保管管理をする。

＜会員証の発行に関する事項＞

第10条 個人正会員の会員証の発行は、入会時に協会指定の様式により発行し、郵送するものとする。但し、第10期（令和5年9月1日から令和6年8月31日）に関しては、資格を有する会員に該当期の当初に一律発行し郵送するものとする。

第11条 この規定は、令和5年11月3日から施行する。